

汎用超音波画像診断装置一式（産婦人科）
賃貸借業務 仕様書

令和7年10月1日

汎用超音波画像診断装置一式（産婦人科） 賃貸借業務 仕様書

1 総則

本仕様書は、汎用超音波画像診断装置一式（産婦人科）の賃貸借業務について基本的な事項を示すものである。

2 業務名

汎用超音波画像診断装置一式（産婦人科） 賃貸借業務

3 期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日（5年間）

4 賃貸借物件

製造販売元【GE ヘルスケア・ジャパン株式会社】		
一般的名称など	販売名など	数量
汎用超音波画像診断装置	Volson Expert20 BT25	1
手持型体外式超音波診断用プローブ	C2-9-D プローブ	1
手持型体外式超音波診断用プローブ	RAB7-D プローブ	1
体腔向け超音波診断用プローブ	RIC10-D プローブ	1
ソフトウェア	Volume SRI	1
Wi-Fi bluetooth USB スティック		1
デジタルグラフィックプリンター	UP-D898DC	1
システム連携		
【汎用超音波画像診断装置と周産期カルテ Serio の接続】		1
1.MWM（患者情報）		1
2.Storage(画像)		1
3.SR（計測値）		1
4.周産期カルテ Serio 接続費（汎用超音波画像診断装置との接続）		1
【周産期カルテ Serio 接続費と電子カルテシステムの接続】		1
1.MWM（患者情報）		1
2.Storage(画像)		1

5 履行場所

東千葉メディカルセンター

6 一般条項

- 1) 受注者は、機器の納入期限を順守するとともに、納品にあたっては事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じた場合には、担当者に速やかに連絡すること。
- 2) 機器を当センターに引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、受注者が責任を持って行うこと。
- 3) 受注者は機器引き渡しの際、下記の書類を提出すること。
 - ア 機器の構造、機能及び取扱いに関する取扱説明書（日本語）及び添付文書。
 - イ 機器に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表（製造販売会社等が作成したもので代用可）。
- 4) 担当者の指示に従い、納品・組立・据付・調整を行うこと。
- 5) 新品・未開封の物品を納品すること。
- 6) リース物件検収完了証は、受託者の書式を使用すること。

7 設置条件

1) 搬入・設置に関する要件

- ア 当センターが指定した場所に設置すること
- イ 機器設置にかかる対応をはじめ、搬入・据付・配線など工事費・調整費のすべての費用は受注者が負担すること。
- ウ 機器設置にかかる対応をはじめ、搬入・据付・配線等については、当センター担当者と協議の上、その指示に従うこと。
- エ 搬入・据付時に建物および物品に損傷が生きた場合、受注者が責任を持って現状復帰すること。
- オ 機器設置においては日常業務に支障のないように行うこと。
- カ 機器の搬入、据付、調整等は、当院が指定する日までに、当院が指定する場所で行うこと。
- キ 物件設置・納品の当該業務について、受注者が非対応の場合は、受注者により売主またはメーカー等に再委託すること。またその際の承認手続きは不要とする。

8 動産総合保険

- 1) 賃貸借（リース）期間中、動産総合保険を付保すること。
- 2) 1) に係る費用は契約金額に含めるものとする。

9 保守契約

- 1) 保守点検等にかかる保守契約は、当センターが別途加入するため、契約金額に含まないものとする。

10 支払い方法等

- 1) 毎月均等払いとする。
- 2) 毎月の支払に端数が生じる場合、その端数は初回請求時に支払う。
- 3) 支払い方法は振込とし、その際の振込手数料は当センターの負担とする。
- 4) 支払いスケジュールは、当月使用料を翌月末まで支払うこととする。
- 5) リース開始は、令和7年12月1日とする。

11 その他要件

- 1) 契約書は、受注者が用意する様式を使用することとする。
- 2) 契約終了後の取り扱いについて
契約期間終了時における当該賃貸借物件は、無償譲渡するものとし（所有権移転ファイナンス・リース取引）、固定資産に係る申告・納税は、物件の最終的所有者である当センターがその責任を負うものとする。
また、無償譲渡の取引に係る詳細や条件は、当院と別途協議すること。
- 3) リース物件検収後もしくは請求計画書を提出の際に、明細書（機器各々の本体価格、リース利率、税率等が記載されたもの）を提出すること。
- 4) 契約に関するスケジュールは、開札後1週間程度以内に契約締結とする。
- 5) 納品スケジュールは、契約者等と別途協議をすることとする。
- 6) この仕様書に定めるもののほか疑義が生じた場合は、委託者と受託者が誠意をもって協議して定める。